第４９５回
三戸町議会臨時会会議録

令和３年４月１５日　開会・閉会

三戸町議会

目　　次

会期日程　2
上程案件及び処理結果　2

<u>第１日目　令和３年４月１５日（木）</u>

議事日程　3
本日の会議に付した事件　3
出席議員　3
欠席議員　3
説明のために出席した者の職氏名　4
職務のために出席した事務局職員　4
開会・開議　5
日程第１：会議録署名議員の指名　5
日程第２：会期の決定　5
日程第３：諸般の報告　6
・議長の報告
日程第４：議案一括上程、町長提案理由の説明（日程第４）　6
日程第５：報告第１号　専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町町税条例の一部を改正する条例）　8
日程第６：報告第２号　専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に関する条例の一部を改正する条例）　10
日程第７：議案第29 号　三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて　12
閉会・署名　13

会 期 日 程 表

会　　期　令和３年４月15日（１日間）

日　程	月　日	会議の種別	開議時間	内容
第１日	４月15日 （木）	本　会　議	午前10時	・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案の一括上程 ・提案理由の説明 ・議案審議・採決

上程案件及び処理結果

議案案件	番号	件　　　名	議決年月日	処理結果
報告	1	専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町町税条例の一部を改正する条例）	R3.4.15	原案承認
報告	2	専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に関する条例の一部を改正する条例）	R3.4.15	原案承認
議案	29	三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	R3.4.15	原案同意

第１日目　令和３年４月 15 日（木）

○議事日程

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
　　１．議長の報告
第４　町長提案理由の説明
第５　報告第１号　専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
　　（三戸町町税条例等の一部を改正する条例）
第６　報告第２号　専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
　　（三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）
第７　議案第 29 号　三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14 人）

○出席議員（14 人）

１番	柳　雫　圭　太　君
２番	小笠原　君　男　君
３番	和　田　　　誠　君
４番	越　後　貞　男　君
５番	乗　上　健　夫　君
６番	山　田　将　之　君
７番	栗谷川　柳　子　君
８番	藤　原　文　雄　君
９番	番　屋　博　光　君
10 番	千　葉　有　子　君
11 番	久　慈　　　聡　君
12 番	澤　田　道　憲　君
13 番	佐々木　和　志　君
14 番	竹　原　義　人　君

〇欠席議員（０人）

〇地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

〇町長部局

説　明　員	三　戸　町　長	松　尾　和　彦　君
委任説明員	副　　町　　長	馬　場　浩　治　君
	税　務　課　長	遠　山　潤　造　君
	総　務　課　長	武士沢　忠　正　君
	総務課財政指導監	下　村　太　平　君

〇教育委員会事務局

委任説明員	事　務　局　長	櫻　井　　　学　君
	史跡対策室長	奥　山　昇　吾　君

〇職務のために出席した事務局職員

事務局長	貝　守　世　光　君
主　　幹	櫻　井　優　子　君

午前10時00分　開会・開議

○議長（竹原　義人君）

ただいまから第495回三戸町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

８番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原　文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第495回三戸町議会臨時会の議事日程を審議するため、４月13日、正午、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

４月15日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を本日１日と定め、諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、報告第１号及び報告第２号並びに議案第29号を審議、採決し、閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和３年４月15日　三戸町議会運営委員会委員長　藤原文雄。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（竹原　義人君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において４番、越後貞男君、５番、乗上健夫君を指名します。

日程第２　会期の決定

○議長（竹原　義人君）

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原　義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日１日と決定しました。

日程第３　諸般の報告

１．議長の報告

○議長（竹原　義人君）

日程第３、次に議長の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第４　町長提案理由の説明

○議長（竹原　義人君）

日程第４、報告第１号及び報告第２号並びに議案第 29 号を一括上程します。

上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾　和彦君）

本日ここに、第 495 回三戸町議会臨時会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況でありますが、県内でのクラスターの発生が相次ぐなど、依然として予断を許さない状況が続いております。このような中、当町においては、先般高齢者へのワクチン接種の日程や予約などのご案内を差し上げたところであり、今後一般の町民の皆様にも、確実にワクチンの接種ができるよう取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症に対する備えを万全なものとし、町民が安心、安全に暮らせる環境整備に努めてまいりますので、昨年度と同様、議員皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次より、今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、報告第１号　三戸町町税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、三戸町町税条例等の一部を改正したものであります。

改正の主なる内容でありますが、個人町民税関係では、住宅ローン控除の特例措置の対象者について、その入居要件を延長し、住宅の面積要件を緩和することといたしました。固定資産税関係では、今年度は３年に１度の評価替えの年度となりますが、これまでの土地負担調整措置を継続し、令和３年度課税分に限り、評価替えにより税額が増となる土地については、令和２年度と同額に据え置くことといたしました。軽自動車税関係では、環境性能割の税率軽減措置について、新たな燃費基準に基づいた区分とし、その適用期限を９か月延長いたしました。また、種別割において、軽自動車税種別割が軽減される、いわゆるグリーン化特例について延長することといたしました。

本条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律が令和３年３月 31 日公布、４月１日施行となったため、地方自治法第 179 条第１項の規定に基づき、令和３年３月 31 日付にて専決処分を行ったことから、同条第３項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

次に、報告第２号　三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正したものであります。

改正の内容でありますが、特別措置の適用期限を令和３年３月末から２年延長し、令和５年度３月末とするとともに、その対象施設の設置期限を設定したものであります。

本条例の一部改正については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和３年３月 31 日公布、４月１日施行となったため、地方自治法第 179 条第１項の規定に基づき、令和３年３月 31 日付にて専決処分を行ったことから、同条第３項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第 29 号　三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて申し上げます。本案は、慶長隆光氏を新たに教育長として任命いたしたく提案するものであります。

慶長氏は、人格高潔、識見ともに優れ、平成 31 年４月から令和３年３月 31 日までの２年間、小中一貫三戸学園三戸小中学校の校長として、当町の教育発展に多大なるお力添えをいただいたところであります。その豊富な経験と確かな実績から、当町の小中一貫教育のさらなる発展と充実を推進していくための最適任者であると存じますので、何とぞ全会一致にてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

日程第５　報告第１号　専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
（三戸町町税条例の一部を改正する条例）

〇議長（竹原　義人君）
　日程第５、報告第１号　専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。
　税務課長。

〇税務課長（遠山　潤造君）
　報告第１号　専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて、専決第１号三戸町町税条例等の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。
　今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和３年３月 31 日に公布されたことに伴いまして、三戸町町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、令和３年３月31 日付で専決処分したものでございます。
　主な改正項目としましては、個人町民税の非課税範囲の見直し、軽自動車税軽減措置の見直しと延長、固定資産税負担調整措置の継続と特別措置の実施、住宅ローン控除の対象期間の延長などの改正を行っております。
　それでは、改正内容をご説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表は、条例改正資料の１ページからでございます。
　最初に、第１条関係の第 13 条及び４ページの附則の第５条の３は、個人町民税の非課税の範囲に関する規定でございます。令和２年度税制改正において、30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の適用対象外とする改正が行われております。これを踏まえまして今回の税制改正では、個人町民税の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族からも同様にこれらの者を除外することとし、扶養親族の範囲を明確にするための改正を行っております。第 13 条は均等割について、附則第５条の３は所得割に関する規定でございます。
　次に、１ページの第 22 条の２第１項の改正は、寄附金税額控除の対象寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するものでございます。改正の対象となりました第２号から第８号及び第 10 号について、同様の条文を追加しまして、対象から除外をしております。
　２ページの第 27 条の２及び３ページの第 27 条の３は、給与所得者及び公的年金等受給者は、支払者を経由して、町長に扶養親族申告書を提出しなければならないことを規定したものでございます。電子提出できる場合を規定するとともに、国外居住親族の取扱いの見直しに伴う改正を行っております。
　３ページの第 41 条の８及び４ページの第 41 条の９は、退職手当申告書等に関する規定でございます。このうち４ページの第 41 条の９は、支払いを受ける者による申告書の提出

方法について、これを電子提出できることなどが規定されております。

５ページの附則第６条は、セルフメディケーション税制について、適用期間が５年間延長されたことに伴う改正でございます。

附則第 10 条の２は、固定資産等の課税標準の特例に関する規定で、条例で定める軽減割合を乗じた額を課税標準額とするものでございます。今回第３項が削除され、６ページの第 16 項が追加されておりますが、これは水害防止のための雨水貯留浸透施設の整備に関するものでございます。民間事業者による自主的な整備を後押ししようとするものであります。

また、６ページでは第 17 項を削除しております。これは、中小事業者が認定を受けた先端設備等を新規に導入した場合に、税の特別措置が受けられるものでございます。令和３年４月１日以降は、本条の第 19 号で引き継がれることとなっております。

６ページの附則第 11 条から９ページの附則第 15 条までは、土地に関する規定となっております。令和３年度が３月に１度の評価替えの年になっていることから、対象年度等を令和３年度から令和５年度などに更新をしております。このうち７ページの附則第 12 条は宅地等の、８ページの附則第 13 条は農地の負担調整措置に関する規定となっております。いずれも現行の仕組みを継続した上で、令和３年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く特別措置が講じられることとなっております。

９ページの附則第 15 の２及び附則第 15 条の２の２は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減等に関する規定でございます。このうち附則第 15 条の２は、税率が１％に該当する軽自動車税について、特定期間に取得した場合はこれを課さないことを規定したものでございます。改正により特定期間後９か月延長し、令和３年 12 月 31 日までとしております。

10 ページの附則第 16 条及び 11 ページの附則第 16 条の２は、グリーン化特例などに関する規定でございます。環境性能に応じて、軽自動車税種別割の重課、軽課を行うものでございます。附則第 16 条の第２項から第４項までの改正は、令和２年度分の軽課に関する部分を削除するものでございます。11 ページの第６項は、軽貨物自動車、営業用乗用車について、電気自動車等に対する 75％軽減を令和４年度及び令和５年度分の課税まで延長するものであります。第７項と第８項は、ガソリン軽自動車のうち、営業用乗用車に関する令和４年度及び令和５年度分の課税についての規定でございます。新たな性能基準への切替えに伴う追加規定となっております。

12 ページの附則第 26 条は、住宅ローンの控除期間を 13 年間とする特例措置の適用期限を延長し、一定期間に契約をした場合には、令和４年度末までの入居者を特例措置の対象とするものでございます。

最後に、12 ページからの第２条関係は、令和２年６月議会においてご承認いただいた改正条例について、法改正に伴い、条ずれ等の整備を行うものでございます。今回対象となりました改正条例の第２条は、法人町民税に関わる申告納付及び延滞金等について規定した部分となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原　義人君）
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原　義人君）
質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原　義人君）
討論を終結します。
これより報告第１号を採決します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原　義人君）
異議なしと認めます。報告第１号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第６　報告第２号　専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
（三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（竹原　義人君）
日程第６、報告第２号　専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。
税務課長。

○税務課長（遠山　潤造君）
報告第２号　専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて、専決第２号三戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和３年３月31日に公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたため、令和３年３月31日付で専決処分したものでございます。
新旧対照表は、条例改正資料の14ページでございます。本条例は、地域経済を牽引する事業を支援するために、青森県及び八戸圏域８市町村において共同作成した基本計画が平成29年12月に国の同意を得たことに伴いまして、平成30年４月１日から施行されているものでございます。
条例の主な内容は、基本計画の同意を受けて対象施設を設置した場合、要件に該当する家屋、構造物、土地に対する固定資産税を免除するものでございます。このうち今回は、省令で規定されております基本計画の同意を得る期限が令和３年３月 31 日から令和５年３月 31 日に延長されるとともに、対象施設の設置期限が同意日から起算して５年を経過する日から同意日から令和５年３月 31 日までに改正されたことから、本条例の規定を整備したものでございます。
以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原　義人君）
質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原　義人君）
質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原　義人君）
討論を終結します。
これより報告第２号を採決します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原　義人君）
異議なしと認めます。報告第２号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第７　議案第 29 号　三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（竹原　義人君）
　日程第７、議案第 29 号　三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。
　質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原　義人君）
　質疑を終結します。
　討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原　義人君）
　討論を終結します。
　これより議案第 29 号を採決します。
　本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原　義人君）
　異議なしと認めます。議案第 29 号はこれに同意することに決定しました。

閉　会

○議長（竹原　義人君）
　これで本日の日程は終了しました。
　会議を閉じます。第 495 回三戸町議会臨時会を閉会します。

午前 10 時 24 分　閉会

署　名

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

三戸町議会　　　議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿